球磨村家庭学習等のための通信費補助金交付要綱

令和4年10月3日 教委告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村の GIGA スクール構想の推進に係るオンライン学習環境を整備するため、自宅等におけるオンライン学習に係る通信費(以下「通信費」という。)に対し、予算の範囲内において交付する球磨村家庭学習等のための通信費補助金について、球磨村補助金等交付規則(平成3年球磨村規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号の全て を満たす者とする。
 - (1) 村立義務教育学校に在籍している児童生徒の保護者等であること。
 - (2) その他の制度等により、通信費の補助又は免除を受けていないこと。

(対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間において、 自宅等で光ファイバー回線、モバイル(Wi-Fi)ルーター又はLTE 無線通信等を利用した 通信費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1世帯につき月額2,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、球磨村家庭学習等のための通信費補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、球磨村家庭学習等のための通信費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により交付を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、当該年度の 通信費の支払いが完了したときは、球磨村家庭学習等のための通信費補助金実績報告書 (様式第3号)に必要書類を添えて、支払い完了の日から30日以内に村長に報告しなけ ればならない。

(交付確定)

第8条 村長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の額を確定し、球磨村家庭学習等のための通信費補助金交付確定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

- 第9条 交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、請求書(任意様式)を村長に 提出しなければならない。
- 2 村長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を 交付するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

- 第10条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の 交付の決定を取り消し、その全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 虚偽等の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) その他、村長が不当と認めたとき。
- 2 村長は、前項の規定による補助金の返還を求めるときは、球磨村家庭学習等のための通信費補助金返還命令書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。 (その他)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、令和4年10月3日から施行する。

附則

この告示は、令和6年5月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。